

令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

高校生等奨学給付金受給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、愛媛県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は愛媛県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

（記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな	
	市（ ） 区（ ） 町（ ） 丁目（ ） 番（ ） 号（ ）	申請者氏名	
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 高校生等本人 ・ その他（ ）		
基準日	令和 年 月 日	当年度中の前倒し給付受給の有無 ※前倒し給付申請時は記入不要	☐ 有 ☐ 無 【有の場合】 受給した都道府県名（ ）都・道・府・県 受給額（ ）円

※基準日は、原則7月1日（秋入学等7月以降に入学する場合は入学日）、4～6月分相当額の前倒し給付を申請する新入生は4月1日を記入してください。

【1】記入が必要となる様式について

（次の①～④のいずれかの□にレ印を付けて、申請に必要な様式に記入してください。様式第1号の1の3はすべての申請で記入が必要な様式です。別紙は記入上の注意です。）

①	☐	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が同じです。 ⇒ 様式第1号の1の2【1】・【2】、様式第1号の1の3 を記入してください。 【高等学校等就学支援金等（※）の支給決定通知を添付】
②	☐	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が異なります。 ⇒ 様式第1号の1の2【1】・【3】・【4】、様式第1号の1の3 を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】
③	☐	きょうだいで、通う学校の所在する都道府県が異なります。 ⇒ ①に該当する高校生等：様式第1号の1の2【1】・【2】、様式第1号の1の3 を記入してください。 ⇒ ②に該当する高校生等：様式第1号の1の2【1】・【3】・【4】、様式第1号の1の3 を記入してください。 【①又は②のそれぞれの区分に該当する書類を添付】
④	☐	いずれを選択してよいかわかりません。 ⇒ 様式第1号の1の2【1】・【3】・【4】、様式第1号の1の3 を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

- ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

※学校確認欄

学校受付日	令和 年 月 日	※受付印押印時は省略可
①対象区分	☐ 新制度 ☐ 旧制度	支給額 円
②通信制と通信制以外の別	☐ 通信制 ☐ 通信制以外	
③世帯区分	☐ 生活保護世帯 ☐ 非課税世帯	
	☐ 所得割額105,500円未満の世帯 ☐ 所得割額105,500円以上182,500円未満の世帯	
④支給相当月数	☐ 4～6月分 ☐ 年額 ☐ 7月以降月割（ 月～ 月分）	（7月以降月割は計算式も記入） 年額 円× 月/12月

【1】対象となる高校生等について

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日	
氏名							
在 学 す る 学 校	学校の名称	国立・ <u>公立</u> 愛媛県立松山商業高等学校					
		学校の種類・課程・学科：					
	学校の所在地	愛媛	<u>都道府県</u>	松山	<u>市区町村</u>	旭町71	
	在学期間	年 月 日 ～					
過 去 の 高 等 学 校 等 に お け る 在 学 期 間	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
			～ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		
	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
			～ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		

【2】高等学校等就学支援金等の支給決定通知の添付について

（高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。）

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

☐ 高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、

ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

（次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。）

（1）高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

① ☐ 日本国

② ☐ 日本国以外

（上記（1）で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。）

（2）高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③ ☐ 特別永住者

④ ☐ 永住者

⑤ ☐ 日本人の配偶者等

在留期間（満了日）

（西暦）

年

月

日

⑥ ☐ 永住者の配偶者等

⑦ ☐ 定住者

在留期間（満了日）

（西暦）

年

月

日

日本国に永住する
意思の有無

☐ はい（あり）

☐ いいえ（なし）

⑧ ☐ 家族滞在

在留期間（満了日）

（西暦）

年

月

日

日本国の小学校
の卒業の有無等

☐ 卒業した

☐ 卒業していない

小学校名

所在地

都・道・府・県

日本国の中学校
の卒業の有無等

☐ 卒業した

☐ 卒業していない

中学校名

所在地

都・道・府・県

日本国で就労する
意思の有無

☐ はい（あり）

☐ いいえ（なし）

⑨ ☐ 上記以外の在留資格
（留学等）

在留期間（満了日）

（西暦）

年

月

日

【4】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印をつけてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

① ☐ 「住民票の写し（市町村の発行したもの。原本。コピー不可。）」を添付します。

※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。

② ☐ 「特別永住者証明書の写し（コピー）」を添付します。③ ☐ 「在留カードの写し（コピー）」を添付します。④ ☐ 以下に該当するため、①～③のいずれの書類も添付しません。

以下のすべてに該当

- ・令和8年3月31日以前から引き続き在学している者
- ・国籍が「日本国以外」
- ・「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」

かつ

以下のいずれかに該当

- ・在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合
- ・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合
- ・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業していない等

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤⑥の□にレ印を付けてください。)

- ・4(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた
- ・4(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた

⑤ ☐ 「日本国の小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を添付します。⑥ ☐ 「日本国の中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を添付します。

【保護者等の収入の状況について】（該当する□に✓を記入してください。）

生活保護受給世帯の方：(1)を記入してください。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税世帯又は市県民税所得割額182,500円未満の方：(2)を記入してください。

（１）生活保護（生業扶助）受給世帯の方

☐ 私の世帯は、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、そのことが分かる証明書を提出します。

（２）道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割所得割額の合計が182,500円未満の世帯の方

☐ 私の世帯は、基準日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助は受給していません。

次の（ア）の①～⑤いずれか又は（イ）のどちらか該当する□に✓を記入してください。

（ア）次の者の課税証明書等を提出します。

①	☐	親権者（両親）2名分
②	☐	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち1名の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

（イ）次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合